遊災 護

☑今のイベントを発展させたい方☑イベントをもっと宣伝したい方☑静岡に文化を根付かせたい方

こんな方を応援

助成限度額 100 万円

(自己負担額の 1/2 以内)

公益財団法人静岡市文化振興財団では、市民の皆様が文化活動を実施しやすい環境作りのため、 広く市民が参加する文化事業を対象に、財源の不足を補うための助成金を交付します。

公益財団法人静

岡

助成制

事業となる

平成30年4月1日(日)から平成31年3月31日(日)までの間に、静岡市内を会場に、広く一般を対象に実施される文化活動のためのイベント開催事業。

例)美術作品の展覧会、音楽や舞台芸術等の公演、 文学の講演会等

申込期間

平成30年4月2日(月)から 4月27日(金)まで (書類郵送の場合は27日必着) ※初申請の方は事前にご相談ください

事前説明会

平成 30 年 3 月 10 日(土) 14:00~15:00

静岡市葵生涯学習センター 第31集会室 (静岡市葵区東草深3番18号)

申請の事例や注意点等を説明します。 申込不要、直接会場へお越しください。 (駐車場に限りがあります。 公共交通機関をご利用ください。)

静岡市文化振興財団 Shizuoka City Cultural Promotion Foundation 〒420-0857 静岡市葵区御幸町 4番地の 1 アーバンネット静岡ビル 4階 Tel: 054-255-4746 URL: http://www.scpf.shizuoka-city.or.jp/

助

成

対

象

者

平成30年4月1日(日)から平成31年3月31日(日)の間に、事業を開始、完了し、報告書の提出ができる事業。 ※申請時にすでに終了している事業も対象となります。

市民から提案されたもので、演劇、舞踏、美術、音楽、及び科学等の文化活動のための公演、 発表会、展示会、講演会等を静岡市内において、広く一般を対象として開催するイベント開催事業。 助成交付の可否は、書類審査により決定します。

次のような事業は、上記に関わらず助成対象となりません

- ・学校行事として行われるもの
- ・営利性及び政治的、宗教的宣伝意図を有すると認められるもの
- ・福祉事業のための資金募集等、主たる目的が文化振興とはみなされないもの
- ・教授所、教室、私塾等が開催する稽古事、習い事等の発表会と認められるもの
- ・事業の対象者(参加者)が実施団体の構成員やその関係者に限られる事業
- ・学会等の研究発表会、シンポジウム等、特定の分野における専門家を対象とした 学術的な会合であると認められるもの
- ・全国巡回展の招聘等、実施者の主体的な企画、活動等により制作されるものではないもの
- ・出版物、作品の制作を主たる目的とする事業
- ・静岡市(教育委員会、市の施設等を含む)の助成を受けるもの又はこれらによる 共催の名義を得るもの





>

a) 個人・団体で共通の事項

- ①静岡市内に住所または活動の本拠を有すること
- ③文化活動を生業としていないこと
- ⑤事業を完遂できる見込みが確実であること
- ②文化活動を主たる活動目的としていること
- ④活動に対する会計経理が明確であること
- ⑥当助成金の交付を過去に3回受けていないこと

b) 団体の場合に必要な条件

- ①法人格を有していないこと、教授所、教室、私塾等ではないこと。ただし、実施者が公益法人、または特定非営利活動法人の場合は、 活動目的、申請事業の内容、実施形態を鑑みて対象となる場合があります。個別にご相談ください。
- ②一定の規約を有し、かつ、所在地及び代表者が明らかであること。

助成対象費用から、当該事業の実施に伴う収入(入場料、参加費、広告費、静岡市以外から受ける補助金その他の収入)を控除して得た額の2分の1以内とし、100万円を限度とします。

※入場料収入は少なくとも実施会場定員の80%相当分で積算

助成対象経費:人件費(団体構成員を除く)、会場設営費、広告宣伝費、事業制作費 対象外となる経費:

- ・食糧費(弁当、ケータリング等の飲食物に係る費用)
- ・交際費(打ち合わせ、接待等に係る経費)
- ・懇親会費(レセプション、親睦会・打ち上げパーティ等に係る経費)
- ・備品購入に係る費用
- ・主催者または主催団体の構成員に対して支払われた謝金・宿泊費・交通費・役務の提供に係る代金等
- ・実施者の主たる構成員が所属する団体に支出される費用
- ・公演会場で行うゲネプロ(原則1回)以外の練習に係る費用
- ・事業の記録のための費用
- ・外部から招聘した出演者、講師等に対する土産代(これらの者に謝金を支払っていない場合は除く)
- ・その他、直接事業費としての使途が不明な費用



※画像は平成 29 年度助成事業

- ① 4/27(金) 申請書提出締切(初申請の方は事前にご相談ください。)
- ② 6 月末 書類審査により助成金交付の可否を決定、全員に結果を通知します。
- ③ 交付可否の通知後、事業の終了後に報告書をご提出いただきます。 報告書を元に交付金額を確定します。
- ④ 交付金額の確定後、指定口座に助成金を振り込みます。

- ・制度の詳細は助成制度担当 (054-255-4746)までお問合せください。
- ・申請書類、申請の手引きは、当財団 ホームページ、ならびに当財団 事務局にて配布します。